

事務連絡

平成 22 年 12 月 22 日

事業所各位

八幡浜市保健センター 介護保険係

平成 23 年度地域介護・福祉空間整備等交付金
に係る計画について

標記の件について、別紙のとおり依頼がありましたので平成 23 年度の計画がある場合は平成 23 年 1 月 20 日までに保健センター介護保険係まで問い合わせください。なお、当市において該当があるのは施設内保育施設設置事業、介護療養型医療施設転換整備計画等と思われます。

22長第830号
平成22年12月21日

各市町

老人福祉施設整備担当課長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長（公印省略）

平成23年度地域介護・福祉空間整備等交付金
に係る市町村計画書の提出について（依頼）

標記交付金について、平成23年度計画がある場合は、下記により計画書を提出願います。

なお、計画が無い場合もその旨報告願います。

記

1 提出書類

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」に定める書類一式

2 提出先 長寿介護課

3 提出期限 平成23年2月10日（木）期限厳守

4 提出部数 3部 ※ 計画書等の電子データもメールで提出のこと

5 その他

- ① 介護基盤緊急整備等事業で実施する事業は除外し、重複することのないよう注意してください。
- ② 「面的整備計画」、「先進的事業整備計画」、「介護療養型医療施設転換整備計画」は、重複した内容の交付金を受けることはできません。
- ③ 医療療養病床からの転換に関するものは本事業では対象外となります。
- ④ 計画される事業の内容により、許認可や関係機関との調整などが必要な場合は事前調整等に努めてください。



老発0723第1号
平成22年7月23日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間
整備推進交付金の実施について

標記の交付金については、「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）により行っているところであるが、今般、同通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」の一部を改正し、別紙のとおりとすることとしたので、本制度の円滑な実施について特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱

第1 目的

本要綱は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(平成元年法律第64号。以下「法」という。)及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則」(平成元年厚生省令第34号。以下「規則」という。)の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(「市町村交付金」と総称する。以下同じ。)の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(日常生活圏域を単位として作成する整備計画に対する交付金)

(1) 面的整備計画の作成

ア 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、住民にとって身近な日常生活圏域(法第4条第2項第1号に規定する日常生活圏域をいう。以下同じ。)を単位として、公的介護施設等(法第2条第2項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。)の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした面的整備計画を作成することができる。

面的整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 面的整備計画の名称
- (イ) 面的整備計画の区域
- (ウ) 公的介護施設等の整備に関する目標
- (エ) 面的整備計画の期間
- (オ) (ウ)の目標を達成するために必要な事業に関する事項
- (カ) 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況
- (キ) 面的整備計画に基づく事業に要する費用の額
- (ク) 市町村交付金の額の算定のために必要な事項
- (ケ) 面的整備計画の作成に係る住民の意見の反映等に関する事項
- (コ) 面的整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- (サ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 公的介護施設等の整備に関する目標を達成する観点から、ア(オ)に関し、介護予防拠点の整備事業のみ、又は、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る事業のみを盛り込んだ面的整備計画を作成することも差し支えないものとする。

(2) 面的整備計画作成に当たっての留意点

ア 面的整備計画は、当該市町村の住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更にあたって、住民の意見を反映させる仕組みを設けることとする。

イ 面的整備計画を作成又は変更した場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県知事にその写しを送付するものとする。

ウ 公的賃貸住宅団地の既存施設等を活用してサービス拠点を整備する事業（高齢者安心住空間整備事業という。）は、面的整備計画及び先進的事業計画において、実施するものとする。

(3) 面的整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、市町村交付金を充てて面的整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号の1又は第1号の2による面的整備計画書（高齢者安心住空間整備事業により実施する場合は、別紙様式第5号へ再掲するものとする。）を作成し、計画期間の初年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出するものとする。

(4) 面的整備計画の評価

市町村は面的整備計画に基づく計画期間が経過した後は、当該面的整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表するものとする。

(5) 平成22年度（平成21年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア（ウ）の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号並びに規則第4条、第5条及び第6条に定められた事業のうち次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

a 地域密着型サービスの拠点

(a) 小規模多機能型居宅介護拠点

(b) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

(c) 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

(d) 認知症高齢者グループホーム

(e) 認知症対応型デイサービスセンター

(f) 夜間対応型訪問介護ステーション

- b 小規模（定員29人以下）の老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 介護予防拠点
- d 地域包括支援センター
- e 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）

(イ) 施設等の整備

(ア) の対象事業については、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めるものとする。又、高齢者安心住空間整備事業についても（ア）の対象事業により実施するものとする。

(ウ) 採択基準

平成22年度（平成21年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備交付金は、高齢者が介護を必要となっても住み慣れた日常生活圏域において生活を継続することができるようにするための基盤整備が求められる中で、公的介護施設等の整備状況に地域差があることを踏まえ、整備を行う必要性が高い面的整備計画から優先して採択することとし、次の観点から評価を行う。

- a 別表1の市町村交付金採択指標の客観的指標（指標1～指標3）により、提出された面的整備計画の評価点を算定する。
- b aにより得られた点数に、別表1の市町村交付金採択指標の政策的指標（指標4～指標10）による加算点を加えた総合評価点に基づき、予算の範囲内で優先順位の高い面的整備計画から順に採択することとする。

(エ) 交付額の算定方法

a 算定方法

平成22年度（平成21年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備交付金は面的整備計画ごとに交付するものとし、面的整備計画に記載された施設等につき、別表2（1）の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が面的整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

c 豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、a及びbにより算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

d 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の着工時期に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号及び規則第6条に定められた事業のうち次に掲げる事業に必要な経費を対象とする。

- a 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
 - ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
 - ・適切にオペレーションセンターに通報できる端末の購入又はリース
 - ・事業立上げの初年度に必要なその他の経費
- b 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
- c 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
- d その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
- e 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

(イ) 採択基準

(ア)の事業については、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進する必要があることから、(5)(ウ)の採択基準による優先順位に従い、予算の範囲内で採択することとする。

(ウ) 交付額の算定方法

面的整備計画に記載された事業ごとに、別表2(2)の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(エ) 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の設備の購入時期や運営開始時期等に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(7) 継続事業の交付

前年度に採択され、面的整備計画に記載された事業については、様式第2号に当該年度の交付予定額を記入の上、前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県

知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長へ提出するものとする。

(8) その他

面的整備計画が多数にのぼった場合は、1市町村につき採択する計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがあるものとする。

第3 優先すべき事項について

面的整備計画の作成に当たっては、次のものを優先的に計画に盛り込むこととする。

- (1) 施設入所者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を勘案して優先度の高い老朽施設の改築を行うもの。
- (2) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- (3) 都市部における用地取得の困難性にかんがみ、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- (4) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- (5) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- (6) 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- (7) 地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくもの。

第4 先進的事業支援特例交付金（市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金）

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画

ア 介護療養型医療施設転換整備計画の作成

市町村は、療養型医療施設の再編に当たって、既存の介護療養型医療施設について円滑な転換を推進するため、毎年度、既存の介護療養型医療施設の老人保健施設やケアハウス等への転換を基本とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を作成することができる。

介護療養型医療施設転換整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画の名称
- (イ) 介護療養型医療施設の転換に関する目標

- (ウ) 市町村における介護療養型医療施設の状況
- (エ) (イ) の目標を達成するために転換が必要な介護療養型医療施設を有する施設等の名称等
- (オ) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (カ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- (キ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 介護療養型医療施設転換整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画と調和が保たれていることが必要である。
- (イ) 介護療養型医療施設転換整備計画は、面的整備計画及び先進的事業整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 介護療養型医療施設は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更に当たっては、都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ) 介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて介護療養型医療施設転換整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第3号による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

(ア) 対象事業

法第4条第2項第2号及び規則第6条第2号に基づき、介護療養型医療施設転換整備計画に記載する事業は介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業とし、介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金は当該事業に要する経費を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、b、c並びにhについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

- a 老人保健施設
- b ケアハウス
- c 有料老人ホーム（居室は個室であつて、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

- d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護拠点
- g 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）
- h 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、「介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第264号）に適合するものとして都道府県知事に届けられているものに限る。

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(ウ) 交付額の算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに介護療養型医療施設転換整備計画に記載された事業について、別表3(1)の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数（ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。）を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 先進的事業整備計画

ア 先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、既存の特別養護老人ホームのユニット型施設への改修等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 先進的事業整備計画の名称
- (イ) 先進的事業の目標
- (ウ) (イ) の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- (エ) 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (オ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める計画値の範囲内とする。
- (イ) 先進的事業整備計画は、面的整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 特別養護老人ホームのユニット化改修等は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、先進的事業整備計画の作成又は変更に当たっては、施設が設置される都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ) 先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 先進的事業等整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第4号（高齢者安心住空間設備事業により実施する場合は、様式第5号へ再掲するものとする。）による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

- (ア) 対象事業

規則第4条第5号、第5条第3号、第6条第2号（ユニット型施設を整備する事業に限る。）及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。

- a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の改修により、第4の(1)のエの(ア) a、b又はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事業
- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホームを整備する事業（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- d 介護関連施設等において、当該施設等に雇用される介護職員等のため施設内保育施設を設置する事業
- e 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
（高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点を含む。）
- f 既存の小規模福祉施設において消防法施行令改正に伴い平成21年4月より設置が義務化されたスプリンクラー等を整備する事業
対象とする施設等
 - ・小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム
 - ・小規模（定員29人以下）の老人保健施設
 - ・認知症高齢者グループホーム

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表3(2)の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加 算 率
公害の防止に関する事業に係る 国の財政上の特別措置に関する法 律（昭和46年法律第70号）第 2条に規定する公害防止対策事業 として行う場合	特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法第4条に規 定する沖縄振興計画に基づく事業 として行う場合	特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法第2条 第2項の規定に基づき指定された 特別豪雪地域に所在する場合	特別養護老人ホーム	1.08

市町村交付金採択指標

1 客観的指標

	内 容
指標 1	当該市町村における 65 歳以上人口の平成 22 年から平成 32 年までの増加率
指標 2	計画の区域における 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の夫婦のみの世帯の割合（当該年 4 月 1 日現在）
指標 3	計画の区域における介護保険 3 施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）及び介護専用の居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。））の総定員の要介護 2 以上の認定者数に対する割合（当該年 4 月 1 日現在）

2 政策的指標

	内 容
指標 4	地域密着型サービスの拠点整備を中心としていること ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護を整備する場合
指標 5	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）サービス提供に当たっての連携体制 日常生活圏域内の関係団体・サービス事業者等で形成される協議会等サービス提供のための連携の場が開催されること （2）事業者の資質向上のための取組 関係団体等による資質向上のための研修会等が定期的に行われること
指標 6	既存資源を活用すること ・次のような既存資源の活用が図られる場合 （例）公民館等の公共施設の一部、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、企業の寮などの遊休施設 等
指標 7	元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）地域の元気な高齢者等や地域住民等の参画 シルバー人材センターとの連携、ボランティア活動などを通じて、地域の高齢者、障害者、地域住民等の参画が図られること （2）地域に開かれた運営 地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、施設の職員による地域住民への介護教室・出前講座の開催、グループホームでの認知症窓口相談が行われる等、地域に開かれた運営が行われること
指標 8	未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施していること ・当該市町村が、在宅と施設の連携（ホームシェアリング）、認知症高齢者ケアの充実（地域見守りサービス）、権利擁護（成年後見制度を利用するための受け皿づくり等）その他の未来志向又は先駆性の高い事業を実施している場合
指標 9	給付適正化事業を実施していること ・当該市町村が地域支援事業等による給付適正化事業を実施している場合
指標 10	内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映 ・「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）及び「地域再生基本方針」（平成 19 年 4 月 2 日閣議決定）に基づく地域再生計画の評価結果を反映

別表 2

面的整備計画に基づく事業の配分基礎単価

(1) 平成22年度(平成21年度からの繰越分)地域介護・福祉空間整備交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービスの拠点			面的整備計画に基づく施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模多機能型居宅介護拠点	26,250千円	施設数	
・特別養護老人ホーム	3,500千円	整備床数	
・ケアハウス	3,500千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	26,250千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	施設数	
・夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	施設数	
老人保健施設	43,750千円	施設数	
介護予防拠点	7,500千円	施設数	
地域包括支援センター	1,000千円	施設数	
生活支援ハウス	30,000千円	施設数	

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 対象経費
夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業	30,000千円	面的整備計画に基づく第1欄の事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	
地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	3,000千円	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	面的整備計画に基づく第1欄の事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費又は工事請負費。

先進的事業支援特例交付金の交付基準単価

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
創 設	1,300千円	転換床数	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
改 築	1,600千円	転換床数	
改 修	650千円	転換床数	

(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業			先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室→ユニット化」改修	500千円	整備床数	
「多床室→ユニット化」改修	1,000千円	整備床数	
緊急ショートステイの整備事業	1,000千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム整備事業	1,500千円	整備床数	
施設内保育施設整備事業	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数	
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数	
既存小規模福祉施設におけるスプリンクラー等整備事業			先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
1,000㎡以上の平屋の場合	17千円	対象施設ごと1㎡あたり	
275㎡以上、1,000㎡未満の場合	9千円	対象施設ごと1㎡あたり	

面的整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名		市町村名		区域		計画番号													
-------	--	------	--	----	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

計画期間	平成	年度	～	平成	年度
------	----	----	---	----	----

1. 公的介護施設等の整備に関する目標

2. 日常生活圏域における公的介護施設等の整備状況

公的介護施設等の種類	施設数			定員			公的介護施設等の整備の目標を定めるに当たっての留意すべき課題
	(開所分)	(整備分)	(合計)	(開所分)	(整備分)	(合計)	
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							

3. 計画の作成等に係る住民の意見の反映

①住民意見の反映の仕組み

②整備目標に対する住民意見の反映

4. 事後評価の方法等

①評価の実施時期

②評価の方法

③評価の手順

5. 客観的指標関係 (指標1～指標3関係)

① 当該市町村における65歳以上人口の増加率 (指標1関係)

区分	平成22年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	
65歳以上人口	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
増加率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	(出典)

② 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯の割合 (指標2関係)

(A) 高齢者のいる世帯数	(B) 高齢者単身世帯数	(C) 高齢者夫婦世帯数	指標2 ((B) + (C)) / (A)
世帯	世帯	世帯	%

③ 介護保険3施設及び介護専用居住系サービスの定員数の要介護2以上の認定者数に対する割合 (指標3関係)

(A) 指定介護老人福祉施設の定員数	人	(G) 地域密着型特定施設の定員数	人
(B) 地域密着型介護老人福祉施設の定員数	人	(H) 要介護2以上の認定者数	人
(C) 介護老人保健施設の定員数	人	指標3 ((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H))	%
(D) 指定介護療養型医療施設の定員数	人		
(E) 認知症高齢者グループホームの定員数	人		
(F) 介護専用型特定施設の定員数	人		

6. 目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

・ 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

(単位: 千円)

番号	事業の具体的内容	対象経費の 実支出(予定)額	配分基礎 単価	交付 (予定) 額	交付		
					年度交付 (予定) 額	年度交付 (予定) 額	年度交付 (予定) 額
①							
②							
③							
④							
合 計							

7. 政策的指標関係(指標5、指標7～指標10関係)

※以下については、6の①「地域介護・福祉空間整備交付金に係る分」について記載すること。

① サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したもの →指標5関係

番号	事業内容及び指標5に該当する具体的な根拠

② 元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したもの →指標7関係

番号	事業内容及び指標7に該当する具体的な根拠

③ 当該市町村が未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施している →指標8関係

実施の有無	具体的な事業内容
有・無	

④ 当該市町村が給付適正化事業を実施している →指標9関係

実施有り	実施無し
------	------

⑤ 内閣府による地域再生の評価結果等の反映 →指標10関係

提出あり	S	A	B
------	---	---	---

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(電話番号)	メールアドレス
------	------	------	-----------	---------

面的整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名	市町村名	区域	計画番号
-------	------	----	------

計画期間	平成	年度	～	平成	年度
------	----	----	---	----	----

1. 公的介護施設等の整備に関する目標

2. 日常生活圏域における公的介護施設等の整備状況

公的介護施設等の種類	施設数			定員			公的介護施設等の整備の目標を定めるに当たっての留意すべき課題
	(開所分)	(整備分)	(合計)	(開所分)	(整備分)	(合計)	
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							

3. 計画の作成等に係る住民の意見の反映

①住民意見の反映の仕組み
②整備目標に対する住民意見の反映

4. 事後評価の方法等

①評価の実施時期
②評価の方法
③評価の手順

客観的指標関係

5. 客観的指標関係(指標1～指標3関係)

① 当該市町村における65歳以上人口の増加率(指標1関係)

区分	平成22年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後
65歳以上人口	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
増加率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(出典)

② 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯の割合(指標2関係)

(A) 高齢者のいる世帯数	(B) 高齢者単身世帯数	(C) 高齢者夫婦世帯数	指標2
世帯	世帯	世帯	$(B) + (C) / (A)$ %

③ 介護保険3施設及び介護専用居住系サービスの定員数の要介護2以上の認定者数に対する割合(指標3関係)

(A) 指定介護老人福祉施設の定員数	人	(G) 地域密着型特定施設の定員数	人
(B) 地域密着型介護老人福祉施設の定員数	人	(H) 要介護2以上の認定者数	人
(C) 介護老人保健施設の定員数	人	指標3	$(= (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) / (H))$ %
(D) 指定介護療養型医療施設の定員数	人		
(E) 認知症高齢者グループホームの定員数	人		
(F) 介護専用型特定施設の定員数	人		

整備等事業関係

6. 目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

・地域介護・福祉空間整備交付金(平成21年度からの繰越分)に係る分(地域密着型サービス拠点の整備中心、既存資源の活用)→指標4、指標6関係

(単位:千円)

公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の 実支出(千円)額	配分基準 単価	加算額	交付 (千円)額	年度交付 (千円)額	年度交付 (千円)額	年度交付 (千円)額
	施設数	整備床数 件数	活用する既存資源及び その状況								
① 介護給付等対象サービス等を提供する施設											
②											
③											
④											
⑤											
⑥											
⑦											
⑧											
合計											

特別法等の適用 沖縄 公害 地震 特養

7. 政策的指標関係(指標5、指標7～指標10関係)

※以下については、6の①「地域介護・福祉空間整備交付金に係る分」について記載すること。

① サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したもの →指標5関係

番号	事業内容及び指標5に該当する具体的な根拠

② 元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したもの →指標7関係

番号	事業内容及び指標7に該当する具体的な根拠

③ 当該市町村が未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施している →指標8関係

実施の有無	具体的な事業内容
有・無	

④ 当該市町村が給付適正化事業を実施している →指標9関係

実施有り	実施無し
------	------

⑤ 内閣府による地域再生の評価結果等の反映 →指標10関係

提出あり	S	A	B
------	---	---	---

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(電話番号)	メールアドレス
------	------	------	-----------	---------

面的整備計画書

計画名称

都道府県名 市町村名 区域

計画番号

計画期間 平成 年度 ~ 平成 年度

整備計画に記載された目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

① 当該年度分

(単位：千円)

整理番号	公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の 実支出(予定)額	配分基準 単価	加算額	交付 (予定)額	年度 既交付決定額	年度 既交付決定額	年度交付 (予定)額
		施設数	整備床数 又は ユニット数	件数	活用する既存資源及び その状況							
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
合計					—	0	0	0	0	0	0	0

特別法等の適用 沖縄 公害 地震 特養

当初計画と変更がある場合は、当初計画を下表に記入すること。(変更箇所は朱書きで記入すること。)

② 当初計画

(単位：千円)

整理番号	公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の 実支出(予定)額	配分基準 単価	加算額	交付 (予定)額	年度 交付額	年度 交付額	年度交付 (予定)額
		施設数	整備床数 又は ユニット数	件数	活用する既存資源及び その状況							
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
合計					—	0	0	0	0	0	0	0

特別法等の適用 沖縄 公害 地震 特養

担当課名 担当係名 担当者名 連絡先(電話番号) メールアドレス

介護療養型医療施設転換整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名	市町村名
-------	------

1. 介護療養型医療施設の転換に関する目標

2. 市町村内における介護療養型医療施設の状況

介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	設置場所	病床数	転換等予定年度	介護療養型医療施設の転換等に関する目標を定めるに当たっての留意すべき課題
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

3. 目標達成のために改修等が必要な施設の名称、整備区分、その費用の額及び交付予定額等

(単位：千円)

介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	整備区分	転換後の施設種別	転換前床数		対象経費の 実支出 (予定) 額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
				うち転換床数	転換後床数				
				a		b	c	d (a×c)	e (bとdのいずれか低い方)
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
合計									

※設置主体が変更となる場合、変更前の設置者と変更後の設置者を記載すること

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(電話番号)	メールアドレス
------	------	------	-----------	---------

先進的事業整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名	市町村名
-------	------

計画内容	①	②	③	④	⑤	⑥
------	---	---	---	---	---	---

※ 計画書に記載した事業に○を付すこと。

1. 先進的な事業を行うための基盤整備に関する目標

2. 市町村内における特別養護老人ホームの状況

特別養護老人ホーム の施設名称	設置主体	設置場所	居室形態			合計
			ユニット型 個室	左記以外の 個室	多床室	
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

ユニット型個室割合		%
-----------	--	---

3. 目標達成のために整備が必要な施設の名称、その費用の額及び交付予定額等

① 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業

(単位: 千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員		対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
			現員	うち個室化 改修分				
				a	b	c	d (a × c)	e (bとdのいずれか低い方)

特別法等の適用	公営	沖縄	特案
---------	----	----	----

② 緊急ショートステイの整備事業

(単位: 千円)

緊急ショートステイ を整備する施設の種別	施設の名称	設置主体	設置場所	整備床数	対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
				a	b	c	d (a × c)	e (bとdのいずれか低い方)

③ 都市型軽費老人ホーム整備事業

(単位: 千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員	対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
			a	b	c	d (a × c)	e (bとdのいずれか低い方)

④ 施設内保育施設整備事業

(単位：千円)

設置主体	施設種別	定員数	工事区分等		対象経費の実支出(予定)額 a	交付基準単価 b	交付(予定)額 c (aとbのいずれか低い方)	備考
			工事区分	財産処分				

- ※ 施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。
- ※ 工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること（施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修）。
- ※ 財産処分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分の必要が生じる場合に「有り」と記入すること。

⑤ 市町村提案事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額
	千円
	交付(予定)額
	千円

⑥ 既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業

(単位：千円)

スプリンクラーを設置する施設の種別	施設の名称 設置主体	事業開始年月	定員数 (人)	延べ床面積 (㎡) a	対象経費の実支出(予定)額 b	交付基準単価 (1㎡あたり) c	算定基準による 算定額 d (a×c)	交付(予定)額 e (bとdのいずれか低い方)	備考
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

- ※事業開始年月欄について、計画策定時において施設建設中である場合は、着工年月及び竣工予定年月を記入すること。
- ※複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容等を備考欄に記載すること。

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先 (直通)	メールアドレス
------	------	------	-------------	---------

③ 都市型経費老人ホーム整備事業

(単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
			a	b	c	d (a×c)	e (bとdのいずれか低い方)

⑤ 施設内保育施設整備事業

(単位：千円)

設置主体	施設種別	定員数	工事区分等		対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	交付(予定)額	備考
			工事区分	財産処分				
					a	b c (aとbのいずれか低い方)		

- ※ 施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。
- ※ 工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること（施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修）。
- ※ 財産処分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分の必要が生じる場合に「有り」と記入すること。

② 市町村提案事業

	対象経費の実支出(予定)額
	千円
	交付(予定)額
	千円

※面的整備計画及び先進的事業計画に係わる整備事業等を実施する場合は、各様式の再掲として記載する事とする。

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(電話番号)	メールアドレス
------	------	------	-----------	---------